

平成28年6月7日

第74回 神戸市個人情報保護審議会

介護保険総合事業管理事務のシステム化に
ついて

(保健福祉局)

神保高介第 6094 号

平成 28 年 6 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

介護保険総合事業管理事務のシステム化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

介護保険総合事業管理事務のシステム化
〔 条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して 〕

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの
下線は新たに電子計算機処理する項目

総合事業管理事務のシステム化における電子計算機処理される項目

【第 1 号被保険者情報】

- ・介護保険被保険者番号
- ・氏名（漢字・カナ）
- ・郵便番号
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・電話番号
- ・住基個人番号
- ・認定情報
- ◎要介護状態区分
- ・介護保険料収納情報

【事業対象者情報】

（基本チェックリスト情報）

- ・介護保険被保険者番号
- ・氏名（漢字・カナ）
- ・郵便番号
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・チェックリスト実施日
- ・チェックリスト種別（事業対象者，評価，その他）
- ・チェックリスト区分（新規，更新）
- ・事業対象者情報
 - ◎問診結果
 - ◎事業対象者区分
 - ◎事業対象者有効期間
- ・個人情報提供同意区分

(介護予防ケアマネジメント依頼書情報)

- ・介護保険被保険者番号
- ・氏名 (漢字・カナ)
- ・郵便番号
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・チェックリスト実施日
- ・介護予防ケアマネジメント依頼書記入日
- ・介護予防ケアマネジメント開始日
- ・介護予防ケアマネジメント届出日
- ・個人情報提供同意区分

【サービス利用実績情報】

- ・介護被保険者番号
- ・サービス利用情報
 - ・利用年月
 - ・利用サービス種別
 - ・利用回数
- ◎体力測定項目 (サービス利用における前後比較)
- ・事業者登録情報
 - ・事業者名
 - ・郵便番号
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・実施場所
- ・給付実績情報
 - (基本情報レコード)
 - ・介護保険被保険者番号
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・認定情報
 - ◎要介護状態区分
 - (集計情報レコード)
 - ・サービス提供年月
 - ・サービス種類コード
 - ・サービス実日数
 - (取消情報 (過誤取消, 取消等))

- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・性別
- ・認定情報
- ◎要介護状態区分
- ・サービス提供年月
- ・サービス種類コード
- ・サービス実日数

【健康状態確認シート/医師意見書情報】

(健康状態確認シート情報)

- ・介護保険被保険者番号
- ・氏名（漢字・カナ）
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・健康状態確認シート実施日
- ・健康状態確認シート結果
- ・医師意見書要否区分
- ・個人情報提供同意区分

(医師意見書情報)

- ・介護保険被保険者番号
- ・氏名（漢字・カナ）
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・医師意見書発行日
- ・意見書発行番号
- ・受診日（医師意見書記載日）
- ・受診医療機関名
- ・受診医療機関住所
- ・受診医療機関電話番号
- ・医師名

◎サービス利用可否

◎サービス利用可否における理由もしくは留意事項

◎可否判断のための追加検査項目

介護保険総合事業管理事務のシステム化について

1. 趣旨

平成 27 年度における介護保険制度改正による特定高齢者把握事業^{※1}の廃止と、新たに実施する総合事業^{※2}（従来の予防給付のうち「通所」「訪問」サービスの地域支援事業（各自治体が地域の実情に応じて提供するサービス）への移行に伴い創設される介護予防・日常生活支援サービス（以下、「サービス事業」という。）ならびに神戸市の第 1 号被保険者（以下、「利用者」という。）が利用できる一般介護予防事業（住民主体でおこなう地域での集いの場など）の総称）の開始に伴い、チェックリスト送付対象者の抽出およびチェックリスト^{※3}の回答による特定高齢者の判定などをおこなっている「生活機能評価管理システム」を再構築し、「総合事業管理システム」として運用をおこなう。

なお、「総合事業管理システム」では事業対象者管理、利用者のサービス事業ならびに一般介護予防事業のサービス利用実績管理、およびサービス提供事業者情報の管理をおこなう。

※1 介護保険課が、利用者（要介護者、要支援者を除く）にチェックリストを郵送し、その回答により特定高齢者を決定し、二次予防事業（介護予防に資する事業）につなぐ事業。

※2 あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が、利用者にチェックリストを実施。その回答により事業対象者を決定し、サービス事業の提供をおこなう。
なお、サービス事業については別紙のとおり類型化している。

※3 要介護認定リスクを判定するために、厚生労働省が作成した 25 項目の問診から構成されるチェックリスト。現在、特定高齢者の判定ツールとして使用しているが、総合事業開始後は事業対象者を決定するためのツールとして使用する。

（参考）生活機能評価管理システム

平成 20 年度より特定高齢者把握事業の管理システムとして導入した（平成 20 年 6 月に個人情報保護審議会に諮問済）。

2. 実施概要

(1) 事業対象者管理

利用者が回答したチェックリスト等のデータ入力ならび当該事業対象者の判定、有効期間の管理をおこなう。また、被保険者証の発行に必要なデータを作成し、有効期間情報とともに介護保険システムとデータ連携する。

(2) サービス利用実績管理

①. サービス利用実績データおよびサービス提供事業者の管理

総合事業受託業者より電子メールまたは電子記録媒体によって受け取るデータ（サービス提供事業者から提出されたサービス利用実績を取りまとめたデータおよびサービス提供事業者の新規、変更、廃止等の申請データ）を当該システムへ取り込む。

②. サービス利用に係る書類のデータ入力

事業対象者がサービスを利用するにあたり、事前に健康状態を確認するためのチェックシート、場合によってはサービス利用可否等が記載された医師意見書のデータ入力をおこなう。

3. 事務の流れ（※別図参照）

(1) 事業対象者管理（別図①～⑧）

- ①. 利用者がチェックリストならび依頼書等の記入をおこなう（実施場所：あんしんすこやかセンター）。
- ②. 介護保険課が、あんしんすこやかセンターより「①」の書類を受け取る（郵送）。
- ③. 総合事業管理システムに「②」の書類のデータを入力する。入力されたデータは、その日のバッチ処理にて、介護保険システムとデータ連携される。
- ④. 翌開庁日、介護保険システムより被保険者証ならびに負担割合証を打ち出し、これらを認定事務センターへ送る。認定事務センターはこれらを封入封緘し、利用者へ発送する。
- ⑤. 利用者に被保険者証等が届く。
- ⑥. （必要に応じて、）利用者が医師の診断を受ける（サービス利用可否の判断の為）。
- ⑦. 介護保険課が（神戸市医師会を通じて、）医師意見書を受け取り、総合事業管理システムへデータを入力する。
- ⑧. 各区（あんしんすこやか係）に設置された端末にて、利用者情報を参照する。

(2) サービス利用実績管理（別図⑨～⑪）

- ⑨. 利用者が各サービスを利用する。
- ⑩. サービス事業者より、それぞれのサービスを取りまとめている事業者（国保連等）へ報告をおこなう。報告を受けた事業者は、これをデータ化し電子記録媒体に保存し、介護保険課へ郵送する、もしくは電子メールにて送信する。
- ⑪. 「⑩」のデータを総合事業管理システムにて取り込む。

4. 効果

(1) 事業対象者管理

利用者からの申請に基づき、事業対象者を判定し、被保険者証の発行をおこなうためのデータを作成し、介護保険システム（被保険者証を発行するシステム）とデータ連携

する。被保険者証については、サービス事業を利用するための資格を証明するものであり、当該システムにより、利用者に対して適切かつ速やかに発行することで、市民サービスの向上につながる。また、受給資格（有効期間など）を適正に管理することにより、利用者の公平性を確保することが可能となる。

(2) サービス利用実績管理

各サービス事業における月毎の利用実績データ（数千件を想定）を効率的にシステムに取り込む。このデータを基に、サービス事業を実施している事業者数および各サービスの利用者数等を当該システムで集計（年齢、男女別など）することで、国に対する報告事務等の効率化につながる。

また、町丁目単位のデータを集計し、その評価および分析結果を基に、サービスの見直しや拡充をすることで、より効果的かつ地域の特性に応じたサービスの提供をおこなうことが可能となる。

5. チェックリスト処理件数（見込み）

約 10,000 件/年 約 40 件/日

6. 実施計画

(1) 事業対象者管理

平成 28 年 8 月 要件定義，システム設計，開発開始

平成 29 年 4 月 総合事業移行，システム稼働

(2) サービス利用実績管理

平成 29 年 4 月 要件定義，システム設計，開発開始

平成 29 年 10 月 システム稼働

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下の通り厳格に対処する。

本事業の所管課長は、個人情報にかかるデータについて、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、電子計算機、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置などを適正かつ厳格におこなう。

(1) システム上の保護

①. サーバ等の管理

施錠可能なラック等、またはこれに相当する、もしくは相当以上の保管場所で管理する。

②. 端末等の管理

当該システムへのログインについては、当該システム利用者に対して個別に交付するIDカードによる認証ならびにログインパスワードによる2要素認証によりアクセス制限をおこなう。

③. ネットワークで使用する回線

端末機とサーバは専用通信回線により接続する。

④. アクセスならびログ情報の記録

内部不正による情報流出を防止するため、アクセス記録ならびにログ情報を記録しておくものとする。

⑤. コンピュータウイルス等不正プログラム対策

サーバおよび端末に、コンピュータウイルス等対策ウェアを常駐させる。また、コンピュータウイルス等対策ソフトウェアおよび定義ファイルは常に最新の状態に保つ。

(2) 運用上の保護

①. 電子記録媒体の取り扱い

事業対象者が利用するサービスの実績データが記録された電子記録媒体については、そのデータに8桁以上のパスワードが設定された状態で受け取る。また、公文書管理規程にて定める保管期間が経過した場合、裁断する等をおこないデータを復元不能な状態にした後に、廃棄処理をおこなう。

②. 電子メールにより受け取るデータの取り扱い

事業対象者が利用するサービスの実績データを電子メールによって受け取る場合は、実績データに8桁以上のパスワードを設定する。なお、パスワードの通知については実績データを添付したメールとは別のメールでやりとりをおこなう。

③. 各種帳票の取り扱い

当該事業に係る帳票については、施錠可能保管庫にて保管する。また、公文書管理規定にて定める保管期間が経過した場合、速やかに溶解もしくは焼却により廃棄処理をおこなう。

④. 外部委託の管理

委託先事業者との間で締結する契約については、情報セキュリティ対策基準(6.5.2)にて定める事項を契約書に明記するものとするとともに、実施状況等について調査し、報告を求める。

⑤. ログインパスワードの管理

ログインパスワードは8桁以上、かつ、文字列は想像しにくいものとする。また、これについては定期的に変更をおこなう。

※ 上記①ならび②の取り扱いについては、提供記録簿ならび受払記録簿により、その内容を記録する。

平成27年度制度改正により、要支援認定を受けた方が利用する訪問介護と通所介護が「総合事業」へ移行することとなった。移行後は、国が定める全国一律のサービスから、市町村が地域の実情にあわせて独自の事業として実施することになり、NPOや民間企業などによる多様なサービスも利用できるようになる。

神戸市が行う総合事業のサービス類型案

